

企画乗車券取扱規則

制 定 2020. 3. 16 京急広示第 560号
一部改正 2024. 10. 1 京急広示第 600号

(目的)

第1条 この規則は、旅客営業規則第2条に基づき、京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）における企画乗車券による旅客の運送等について、その使用条件を定め、旅客の運送等が利用者に便利であるとともに、能率的に遂行されることを目的として制定する。

(適用範囲)

第2条 当社線内で使用することができる企画乗車券の取扱方については、この規則の定めるところによる。

2 前項の企画乗車券のうち、ICカード乗車券に関する取扱いは、ICカード乗車券取扱規則（以下「IC規則」という。）を準用する。

3 この規則に定めのない事項については、法令または当社の旅客営業規則等の規定を準用する。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「企画乗車券」とは、旅客に対する利便性向上等を目的とする、旅客営業規則に定めのない乗車券をいう。
- (2) 「有効期間」とは、企画乗車券を使用することができる期間をいう。
- (3) 「有効時間」とは、企画乗車券を使用することができる時間をいう。
- (4) 「期間券」とは、有効期間を使用開始から一日単位で計算する企画乗車券をいう。
- (5) 「時間券」とは、有効時間を使用開始から24時間単位で計算する企画乗車券をいう。

(運賃・料金前払の原則)

第4条 旅客運送の契約の申し込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、IC規則に定めるICカードによって支払うことができる。

(企画乗車券の詳細)

第5条 企画乗車券の詳細は、別に定める「企画乗車券ガイド」によるものとする。

(時間券の有効時間の特例)

第6条 時間券を使用する旅客が、旅行中に有効時間を満了した場合は、当該旅行の終了駅まで有効時間を延長することができる。ただし、IC規則第3条第18項に定める乗継駅において、乗換時間が60分を超えた場合は、当該旅行は終了したものとみなす。

(乗車券類紛失の取扱方)

第7条 企画乗車券を使用する旅客は、旅客営業規則第269条に規定する乗車券紛失の場合の取扱方を請求することができない。

(有効期間の延長および旅客運賃の払い戻し)

第8条 企画乗車券を使用する旅客は、旅客営業規則第278条および第280条に規定する有効期間の延長および旅客運賃の払い戻しを請求することができない。ただし、東京湾フェリー往復きっぷについては、次の各号により取り扱う。

- (1) 旅客任意で復路の旅行を中止した場合、すでに收受した旅客運賃から旅客が購入した区間と同区間の東京湾フェリー片道きっぷの旅客運賃を差し引いた額を払い戻す。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。
- (2) 復路が欠航となった場合は、すでに收受した旅客運賃を折半して、10円未満の端数を切り上げ10円単位とした額を払い戻す。

(列車等の運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

第9条 旅客は、旅客営業規則第282条に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるかいなかにかかわらず、旅客営業規則第282条に定める取扱いに限って請求することができる。

2 旅客は、列車等の運行不能または遅延が発生した場合、もしくは車両の故障等により列車等に乗車または企画乗車券の一部を使用できない場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるかいなかにかかわらず、前項に規定するものを除いて、一切の請求をすることができない。

附 則

この規則は、2024年10月12日から施行する。